資料1

# マンション防災推進検討会設置要綱

（設置）

第１条　在宅避難を含めたマンション防災に関する課題及び今後の対応方策について検討を行うため、「マンション防災推進検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

一　マンション防災に関する現状及び課題の整理

二　マンション防災に関する施策及び取組の方向性の検討

三　マンション防災に関する推進方策の検討

四　その他前条の目的を達成するために必要な事項

（構成）

第３条　検討会は、学識経験者、関係機関・団体の関係者その他必要と認められる者のうちから、防災庁統括官（地域防災担当）が委嘱又は依頼する委員をもって構成する。

２　検討会に座長を置く。

３　座長は、委員の互選により選任する。

４　座長は、議長として議事の進行にあたる。

５　座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　検討会は、座長が招集する。

２　座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

３　会議は、原則として非公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は公開とすることができる。

（資料等の公開）

第５条　会議資料及び議事概要は、原則として公開する。ただし、個人情報その他公開することが適当でない情報を含む場合は、この限りでない。

（守秘義務）

第６条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第７条　検討会の事務局は、防災庁統括官（地域防災担当）付参事官（食事支援担当）付けに置く。

２　事務局は、検討会の運営その他必要な事務を処理する。

（設置期間）

第８条　検討会の設置期間は、令和８年 11 月 27 日から令和９年３月 31 日までとする。ただし、必要がある場合は延長することができる。

（雑則）

第９条　この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和８年 11 月 12 日から施行する。